

令和7年度 軽自動車税（種別割）の税額（税率）について

1. 原動機付自転車及び二輪車等の税率（年額）

原 動 機 付 自 転 車						小型特殊自動車		軽二輪	二輪小型自動車
第一種・一般原付 (50ccまたは0.6kW以下)	第一種・一般原付 新基準原付(125cc以下かつ 最高出力4.0kW以下)	第一種・特定原付 (0.6kW以下)	第二種・乙 (90ccまたは0.8kW 以下)	第二種・甲 (125ccまたは 1.0kW以下)	ミニカー	農耕作業用	その他	125cc超250cc以下	250cc超
2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	1,600円	4,700円	3,600円	6,000円

2. 軽四輪車等の税率（年額） 最初の新規検査（初度検査年月）を実施した年月に応じて次のとおり税額が決まります。

番号 〇〇〇〇 自動車検査証 〇〇年〇〇月〇〇日 軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
	年 月 日	年 月						
車台番号	乗車定員	最大積載量	※ 最初の新規検査年月			長さ	幅	高さ
	人	k g				c m	c m	c m
車名	型式	原動機の型式				型式指定番号	類別区分番号	
				L	k g	k g		

3. 軽四輪車等の税率（年額）

初度検査年月（車検証上部に記載あり）はいつですか？

車 両 区 分			最初の新規検査 (初度検査年月(※1)) から13年を経過 (平成24年3月以前 の車両)	最初の新規検査 (初度検査年月) が平成27年3月31日以前 (平成24年4月から 平成27年3月まで)	最初の新規検査 (初度検査年月) が平成27年4月以降	最初の新規検査（初度検査年月）が令和6年4月から 令和7年3月までの一定の環境性能を有する車両		
			重課税率	標準税率 (旧税率)	標準税率 (新税率)	電気軽自動車 ・天然ガス軽自動車 (※2)	ガソリン車・ハイブリッド車(※3)	
						グリーン化特例（軽課） 75%軽減	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 グリーン化特例（軽課） 50%軽減	令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 グリーン化特例（軽課） 25%軽減
三輪			4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円(※4)	3,000円(※4)
四輪 以上	乗 用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	—(※5)	—(※5)
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨 物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	—(※5)	—(※5)
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	—(※5)	—(※5)

※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は除きます。

※2 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス基準達成車、又は平成21年排出ガス基準10%低減達成車に限りします。

※3 平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減車に限りします。

※4 乗用営業用のみ対象となります。

※5 グリーン化特例（軽課税率）の対象外のため、標準税率（新税率）による年額になります。